

V 初任者研修実施に係る非常勤講師の取扱い

1 基本方針

(1) 1人配置校

指導教員に係る非常勤講師及び教科指導教員に係る非常勤講師を配置する。また、指導教員及び教科指導教員を非常勤講師で充てる場合には、非常勤講師Ⅲを併せて配置することができる。

なお、同一の非常勤講師が、指導教員に係る非常勤講師、教科指導教員に係る非常勤講師及び非常勤講師Ⅲを兼ねることができる。

(2) 複数配置校

教科指導教員に係る非常勤講師を配置する。

2 任用の取扱い

県の非常勤講師に関する定めを適用する。

3 職務内容

(1) 指導教員に係る非常勤講師

指導教員の職務又は指導教員等の後補充としての職務に従事する。

(2) 教科指導教員に係る非常勤講師

教科指導教員の職務又は教科指導教員等の後補充としての職務に従事する。

(3) 非常勤講師Ⅲ

初任者の後補充としての職務に従事する。

※いずれの場合も、職務内容は、原則として初任者研修に明確に係るものとする。

4 勤務形態

(1) 指導教員としての非常勤講師の勤務は、週1日4時間以内、年間35週・140時間以内とし、勤務日及び勤務時間は、その範囲内で当該非常勤講師の勤務する学校の校長が割り振る。

(2) 教科指導教員としての非常勤講師の勤務は、週1日6時間以内、年間35週・210時間以内とし、勤務日及び勤務時間は、その範囲内で当該非常勤講師の勤務する学校の校長が割り振る。

(3) 指導教員の後補充又は教科指導教員の後補充としての非常勤講師の勤務は、通年講師の勤務形態に準じて、当該非常勤講師の勤務する学校の校長が割り振る。

(4) 非常勤講師Ⅲの勤務は、週4時間以内、年間35週・140時間以内とし、勤務日及び勤務時間は、その範囲内で当該非常勤講師の勤務する学校の校長が割り振る。

5 報酬等

(1) 報酬額

非常勤講師の報酬は、県教育委員会が別に定める報酬単価により支給する。

(2) 通勤手当相当額

該当する非常勤講師には、通勤手当相当額を支給する。

(3) 報酬・通勤手当相当額の支給方法

報酬・通勤手当相当額は、各月1日から末日までの期間の勤務実績に応じて支給する。

※p.34～p.36は、報酬支給事務担当者へも周知願います。